

鹿児島市路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市内における路線バス事業及びタクシー事業に従事する運転者の確保や職場定着を図り、もって公共交通の維持・確保することを目的に、路線バス又はタクシー事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で鹿児島市路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス 一般乗合旅客自動車運送事業として道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に定める路線定期運行を行うバスのうち、「限定バス」、「定期観光バス」及び「高速バス」以外のものをいう。
- (2) 限定バス 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第86条第1項に基づき、旅客の範囲を限定する条件を付された乗合バスをいう。
- (3) 定期観光バス 路線定期運行を行うバスのうち、道路運送法施行規則第10条第1項第1号イの運賃を適用するものをいう。
- (4) 高速バス 路線定期運行を行うバスのうち、道路運送法施行規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するものをいう。
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業 法第3条第1号イに規定する事業をいう。
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業 法第3条第1号ハに規定する事業（福祉輸送事業限定を除く。）をいう。
- (7) 路線バス事業者 法第4条第1項の許可を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営む民間事業者をいう。
- (8) タクシー事業者 法第4条第1項の許可を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、本市域内を営業区域として運行している路線バス事業者及びタクシー事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業者は補助金の交付対象者とならない。

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配してい

る法人等

- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 役員等、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、本市域内における路線バス又はタクシーの運転者として令和7年3月1日から令和8年2月28日までの期間に採用された者（以下「補助対象従業員」という。）が第二種免許取得に要した経費のうち、補助対象事業者が負担した額とし、対象期間は、令和7年3月1日以降に補助対象従業員が第二種免許を取得し、令和8年2月28日までに第二種免許取得に要した経費の支払いを完了したものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の上限額は、路線バス事業者については補助対象従業員1人につき10万円とし、タクシー事業者については補助対象従業員1人につき5万円とする。ただし、国又は県等の補助金の交付を受ける場合、全ての補助金の合計額が補助対象経費を超える部分については支給しない。

3 補助金の交付は補助対象従業員1人につき1回限りとする。

4 補助金交付の対象となった従業員が退職等により、他の補助対象事業者の従業員となり、要件を満たしたとしても、補助金の交付対象としない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和8年2月28日までに、別表1に定める書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにその内容を鹿児島市路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金交付決定通知書（様式第3）により当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、令和8年2月28日までに、別表2に定める書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、鹿児島市路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金確定通知書（様式第5）により補助事業者へ通知する。

（補助金の交付）

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、鹿児島市路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金交付請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還命令）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、鹿児島市路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金交付決定取消通知書（様式第7）により申請者に通知することとする。

- (1) 第3条第1項の要件に該当していなかった場合
- (2) 第3条第2項各号に該当する団体に属していた場合
- (3) 補助金の交付にあたり、詐欺その他不正行為を行った場合
- (4) その他規則及びこの要綱に規定する事項に違反した場合

2 前項による取消しを行った際、すでに補助金を交付している場合は、鹿児島市路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金返還命令書（様式第8）により返還を命ずるものとする。

（関係書類の保存）

第12条 補助事業者は、当該補助金に関する書類を、交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（廃止期日）

この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条に規定する交付決定を受けた事案については、同日後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 6 条関係)

交付対象者	書類
路線バス事業者	(1) 鹿児島市路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金交付申請書(様式第 1) (2) 事業計画書(様式第 1 の 2) (3) 暴力団排除に関する誓約・同意書(様式第 2) (4) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたことを証する書類の写し (5) 補助対象従業員の第二種免許取得に要する費用の額がわかるもの (6) 国、県等の同様の助成の額が分かる書類の写し(※受けている場合に限る) (7) その他市長が必要と認める書類
タクシー事業者	(1) 鹿児島市路線バス・タクシー運転者第二種免許取得支援補助金交付申請書(様式第 1) (2) 事業計画書(様式第 1 の 2) (3) 暴力団排除に関する誓約・同意書(様式第 2) (4) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けたことを証する書類の写し (5) 補助対象従業員の第二種免許取得に要する費用の額がわかるもの (6) 国、県等の同様の助成の額が分かる書類の写し(※受けている場合に限る) (7) その他市長が必要と認める書類

別表 2 (第 8 条関係)

(1) 実績報告書(様式第 4) (2) 事業実績書(様式第 4 の 2) (3) 補助対象従業員との雇用関係を証する書類の写し (4) 補助対象従業員の運転免許証の写し (5) 補助対象経費の支出を確認できる領収書等の写し (6) その他市長が必要と認める書類
--